

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 40(オ)766	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	所有権移転登記請求、土地所有権 確認反訴および本訴請求ならびに 附帯控訴	原審事件番号	昭和 38(ネ)2215
裁判年月日	昭和 42 年 7 月 21 日	原審裁判年月日	昭和 40 年 3 月 31 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 88 号 91 頁		

判示事項	民法第一六二条第二項の無過失の一事例
裁判要旨	耕地整理施行中の未登記の残地を買い受けた者が、耕地整理組合について調査することなく、売主の右土地は自己の所有であるとの言を信じてその占有を始めたとしても、右売主が真の所有者の実父であり、同人がこれを管理していた等原審認定の事実（原判決および引用の第一審判決参照）の下においては、右買主がその所有権を取得したと信じたことにつき過失がないと解するのを相当とする。

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人西部健次の上告理由について。 原審の確定した諸般の事情のもとにおいては、被上告人Bの先代Dが、Eから本件土地の譲渡を受けた際、右売買により有効にその所有権を取得したと信ずるにつき、過失がなかつたとする原審の判断は正当である。所論引用の判例はすべて本件と事案を異にし、本件に適切でない。したがって、原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外 裁判官 色川幸太郎)</p>

※参考：判例時報 496 号 30 頁